

税制上の優遇措置について

個人の場合

寄付者の皆様は「所得控除制度」により、**確定申告を行うことで優遇措置を受ける**ことができます。(注1)

所得控除制度…所得に応じた税率を、寄付金額に乗じて控除額を決定します。

計算式：(年間の寄付金合計額^{※1} - 2,000円) = 寄付金控除額

計算式で出した寄付金控除額を課税所得金額などから控除

※1 年間総所得金額などの40%が限度となります。

法人の場合

法人での寄付を行う場合は、①日本私立学校振興・共済事業団が取り扱う「受配者指定寄付金」と②学校法人に直接寄付を行う「特定公益増進法人への寄付金」があり、両制度ともに当該事業年度の損金算入が可能です。(注2)

①「受配者指定寄付金」

事業団の承認を受ける寄付金で、**寄付金額の全額を損金算入**することができます。

詳しくは下記HPをご参照願います。

〈日本私立学校振興・共済事業団〉 https://www.shigaku.go.jp/files/s_kifu_p02.pdf

②「特定公益増進法人への寄付金」

特定公益増進法人の許可を得た学校法人への直接的な寄付金で、**次の限度額まで損金算入**することができます。

損金算入限度額 = (資本金等の額 × 0.375% + 当該年度所得 × 6.25%) × 1/2

注1) 大阪国際中学校高等学校の新生生の皆様に関しまして、入学された年の12月31日までに頂戴したご寄付は、所得税控除の対象外となります(寄付金の受入は可能です)。また、大阪国際中学校高等学校への入学を希望されるご子息、ご息女がいらっしゃる場合のご寄付についても、所得税控除の対象外となる可能性があります。該当される場合は、お手数ですが下記までご連絡をお願いいたします。

注2) 法人でのご寄付をお考えの方につきましても、必要書類を送付いたしますので下記までご連絡をお願いいたします。なお諸手続きの関係上、寄付申込をいただいてから2か月程度を要する為、決算期末のご寄付についてはご留意願います。

学校法人大阪国際学園 法人本部事務局 財務会計課
〒570-8555 大阪府守口市藤田町6丁目21番57号
TEL：06-6907-4314
E-mail：zaimu@oiu.jp